

「御触書写」(天保13年：菅野村 多賀治 控)

(『岡山部落解放研究所紀要 第6号』所収)

原文	現代語訳
<p>覚 寛政八年辰年之触</p>	<p>覚 寛政八年辰年(1796)之触</p>
<p>一 男女衣類可為木綿，ゑり袖口にも絹類無用綿服も目立敷染物不相成，夏もの木綿ゆかた染地布類之外堅く無用 但七十以上十歳以下のものとも有合せ候僉末之絹類相用候儀は不苦事。</p>	<p>一 男女とも衣類は木綿とせよ。襟や袖口にも絹類を使用してはならない。綿入れも，目立つ染物はいけない。夏物は木綿ゆかた，染地は，布類の外は堅く禁止する。 ただし，70以上，10歳以下の者たちが有り合わせの粗末な絹類を用いることは許す。</p>
<p>同 一 髪の上など目立敷無之様致し可申，女櫛筭かんさしの類銀たいまる堅無用</p>	<p>同 一 髪の上などは目立つことがないようにせよ。女の櫛・筭・かんざしなどは，銀やべっ甲製は堅く禁止する。</p>
<p>同 一 身元宜敷男女等召仕ひ候程之者たりとも，帯ハ田舎絹紬之外巻物類堅無用</p>	<p>同 一 身元がよく男女などを召し使っているほどの者であっても，帯は田舎絹・紬の外は，巻物などの類は堅く禁止する。</p>
<p>同 一 音信贈答無用，親類忌かゝり無処吉凶にハ軽き品取違は可為格別，年頭歳暮節句等は祝儀も右ニ准し候事</p>	<p>同 一 音信や贈答は禁止する。親類の忌掛りなど，止むを得ない吉凶のときは，簡単な品を贈ることは特別とする。年頭・歳暮・節句などの祝儀も，右に準ずること。</p>
<p>同 一 村方祭礼嫁とり賀取之節，親類共之出会凶事え節とも質素にみだし飲食等分限ニ不抱至て手軽取計可申事</p>	<p>同 一 村での祭礼や嫁とり，婿とりのとき，また，凶事の際の親類たちの集まりは，質素にせよ。飲食は，分際に拘わらず至って簡単にすること。</p>
<p>同 一 惣て用事等之出会遠方より参りかゝり候者え支度し候儀，腹中調ひ候程之儀ニて随分手軽く取計可申事</p>	<p>同 一 すべて用事などの集まりで，遠方からやってきた者たちへ食事を出す場合は，腹中が整う程度のもので，随分簡単にすること。</p>

<p>文化八未年之触</p> <p>一</p> <p>さるふり共御法之三十一色之外売買堅停止，勿論御免之木札腰ニ付商ひゐたし可申，無礼にて商ひいたし候ハ、屹可申付事</p>	<p>文化八未年（1811）之触</p> <p>一</p> <p>策ふりたちは，法で定めた三十一種類の品の外は，売買することを堅く禁止する。もちろん，許可の鑑札を腰に付けて商ひをせよ。無札で商ひをしたならば，きつく処罰する。</p>
<p>文化九申年之触</p> <p>一</p> <p>在方え町方商人入込商ひいたし候儀，三十一色之外は停止，三十一色之外のものを商ひ，又は無礼のものを見及候はハ、荷物押置名元等相尋早々御郡奉行へ註進可申出事</p>	<p>文化九申年（1812）之触</p> <p>一</p> <p>在方へ町方の商人が入ってきて商をする場合は，三十一種類の品以外は禁止する。三十一種類以外の品を商い，または無札の者を見かけたならば，荷物を押さえておき，名前や住所などを尋ね，早々に郡奉行に報告すること。</p>
<p>文化八未年之触</p> <p>一</p> <p>上方筋并他国より之諸商人込候とも売買不仕，一夜之宿も仕せ申間敷事</p>	<p>文化八未年（1811）之触</p> <p>一</p> <p>上方筋及び他国からの諸商人が入ってきても売買してはならない。一夜の宿もさせてはいけない。</p>
<p>文化九申年之触</p> <p>一</p> <p>三十一色之商ひゐたし候もの祖父親の名前にてハ不相成，一代切と相心得可申事</p>	<p>文化九申年（1812）之触</p> <p>一</p> <p>三十一種類の品を商いする者は，祖父や親の名前ではいけない。一代限りであると心得ること。</p>
<p>同</p> <p>一</p> <p>茶屋並之処は旅人之助ニ相成候之軽き品々是迄之通り商ひ可申，新規にいたし候儀無用</p>	<p>同</p> <p>一</p> <p>茶屋（茶店）並の場所では，旅人の助けになる程度の簡単な品々は商ってもよい。新規の商売は禁止する。</p>
<p>同</p> <p>一</p> <p>茶屋並之処え出職，屋敷替等停止</p>	<p>同</p> <p>一</p> <p>茶屋（茶店）並の場所へ出職し，屋敷替えなどすることは禁止する。</p>
<p>同</p> <p>一</p> <p>町分之所々にて御法相ニ不指障品々見世商ひ是迄之通，持歩行候儀ハ無用，但有来之軒数相増申間敷候</p>	<p>同</p> <p>一</p> <p>町方のあちらこちらで，法に違反しない品々の店商いはこれまでとおりとす。行商は禁止する。ただし，これまでの軒数が増えてはならない。</p>

<p>同 一 海辺浦辺船繫之場所，酢醬油あぶら材木獵具其外輕き当用之品取扱候儀不苦，粉敷品売買堅停止</p>	<p>同 一 海辺・浦辺の船を繫留する場所で，酢・醬油・油・材木漁具，その他簡単な日用品を取り扱うことは許す。紛らわしい品の売買は堅く禁止する。</p>
<p>同 一 手作り之草履草鞋青ものゝ類海辺出来塩小魚貝之類所之産物ニテ，耕作之透々御城下又は町分へ持出売歩行候儀不苦</p>	<p>同 一 手作りの草履・草鞋・青物など，海辺で造った塩・小魚貝など各地の産物を，耕作の手がすいたときに，城下や町方へ持って行き行商することは許す。</p>
<p>同 一 往来之外は清酒一切停止</p>	<p>同 一 往来以外で，清酒などを売ることは一切禁止する。</p>
<p>同 一 馬飼葉之儀は格別ニ付，町方飼葉買之者入込買取候ハ、売渡候儀不苦</p>	<p>同 一 馬の飼い葉は特別であるので，町方の飼い葉買いの者が入ってきて買い取るならば，売る渡してもかまわない。</p>
<p>同 一 百姓として商売を業と致し候ものハ、身元宜敷暮し候とも村方吉凶之出会等上座不可致事</p>	<p>同 一 百姓であって商売を業としている者は，身元が良く暮らしていても村方の吉凶のときの集まりなどで，上座に座ってはならない。</p>
<p>同 一 是迄商ひいたし来候もの，向後は成たけ相止作方又は奉公日用働等いたし可申，田畑無之者へハ散田を与へ農具代等遣シ可申候</p>	<p>同 一 これまで商いをしてきた者は，今後はなるだけやめて，農業又は奉公・日雇いなどをせよ。田畑のない者へは，散田を与え，農具代などを支給するようにせよ。</p>
<p>寛政元年酉年之触</p>	<p>寛政元年酉年（1789）之触</p>
<p>一 在方之者御城下之髮結床ニテ結そり無用，相背候ハ、手錠可申付候</p>	<p>一 在方の者が，城下の髮結床で髪を結び，ひげを剃ることは禁止する。違反した場合は，手錠を申し付ける。</p>
<p>文化九申年之触</p>	<p>文化九申年（1812）之触</p>
<p>一 無願ニテ他所者出所不慥もの等差置申間敷，并無願ニテ他郡他村より参り候者は長屋等貸置候儀当分たりとも不相成事</p>	<p>一 許可なく，よそ者・出所がわからない者をとどめてはならない。又，許可なく他郡・他村から来た者に，長屋などを貸すことは，しばらくの間であってもいけない。</p>

<p>文化八年未年之触</p> <p>一 奉行人宿入いたし候ハ、村方え呼戻し作方致せ可申、御城下表に借宅いたし無願ニて余働致し候事停止</p> <p>寛政八年辰年之触</p> <p>一 村役人以下御用向村用等寄合候節、銘々腰付弁当に致し可申、勿論可為禁酒事</p> <p>同</p> <p>一 御百姓共常々御家中御奉公人え対し無礼無之様差心得可申、御城下え肥取出候ハ、随分相慎往来致し可申事 附穢多共礼儀別て引下り可申事</p> <p>一 生菓子之類一つ三錢より高料之品売買致間敷事</p> <p>一 家作之儀分ニ過申間敷候</p> <p>一 日傘雪駄相用申間敷候 但女は白張傘ハ不苦事</p> <p>一 雨天之節みの笠相用可申、手傘相用候とも竹之柄白張傘、くり下駄之外無用</p> <p>一 琴三味せん舞浄るりの類、稽古いたし候儀停止</p> <p>一 在方にて髪結を業ニいたし候者も有之哉之趣相聞候、向後屹相止可申候、但三駅町分船着え所々は可為格別、尤村方之者右床え参り結そり無用</p>	<p>文化八年未年（1811）之触</p> <p>一 奉公人が宿入りをしたならば、村へ呼び戻して農業をさせるようにせよ。城下表に借家をし、許可なく出稼ぎをすることは禁止する。</p> <p>寛政八年辰年（1796）之触</p> <p>一 村役人以下が、公用の村用などで寄合をするときは、銘々腰弁当を持参すること。もちろん禁酒とすること。</p> <p>同</p> <p>一 百姓たちは、日頃から藩士やその奉公人に対し、無礼がないよう心得ること。城下に肥を取りに行ったならば、十分慎んで行き来をすること。</p> <p>附 穢多たちは特に礼儀をわきまえて引き下がること。</p> <p>一 生菓子類は、一つ三錢より高い品は売買してはならない。</p> <p>一 家作は身分に過ぎないこと。</p> <p>一 日傘や雪駄は使用してはならない。 ただし、女は白張傘をさすことは許す。</p> <p>一 雨天の時は、みの笠を使用すること。手傘を使用する場合は、竹の柄の白張傘とすること。栗下駄の外ははいてはならない。</p> <p>一 琴や三味線・舞や浄瑠璃などを稽古することは、禁止する。</p> <p>一 在方で、髪結を業としている者があるやに聞く。今後必ずやめること。ただし、三駅・町分・船着場などは特別とする。もっとも村方の者が、右床屋へ行って、髪を結いひげを剃ることは禁止する。</p>
--	--

一
野菜ものの類、時ならず珍敷品を
作り立売買いたし候事停止

一
祈禱者と唱へ人寄せ等いたし候儀
不相成候事

一
村方より奉公に出候もの有之候ハ
、役人共より承糺無抛儀ニて奉公
いたし候ハ、手札為取可申、宿入
等いたし度申出候ハ、早々願出可
申、都て出入之儀嚴重ニ取計可申、
雇等ニて奉公いたし居申ものも不
残手札為取可申、宿入いたし度申
出候ハ、早々願出せ可申事

一
何を家業ともなく遊暮しニいたし
居申もの有之候ハ、臨時差押遂吟
味可申事

一
村々男女他所出いたし居申もの取
調、何方何かしへ奉公又は雇ニ参
居候と申儀委可申出、しかと奉公
雇等も不致浮たる身過いたし候事
不相成、勿論村役人え沙汰不致他
所出いたし候儀、当分たりとも堅
不相成事

一
穢多隠亡之類居小屋衣類等平人ニ
紛レ不申様別て引下り可申、素商
売等之儀皮類ハ格別、其外之儀ハ
堅不相成事

以上

右御触之条々無違夫相守可申候、
尤末々小前之者共迄え示方早速ニ
も行渡りかね可申、且急ニ差留候
ては下々方迷惑ニ及ひ候ケ条も可
有之候哉ニ付、先当分居り合候迄
ハ嚴重之沙汰不及候間、来ル八月
より屹取ゞり候様可致候

寅 六月

一
野菜物など季節外れの珍しい品を作って、これを立売買
することは禁止する。

一
祈禱者と称して人寄せなどをすることはしてはならない。

一
村方から奉公人に出た者があったならば、役人たちから
事情を聞き出し、止むを得ない事情で奉公に出たのであ
れば手札を取るようにせよ。宿入り（奉公）などしたい
と申し出があったならば、直ぐに願出せよ。すべて村の
出入のことは、嚴重に取り計らうようにせよ。雇いなど
で奉公している者たちは、残らず手札を取るようにせよ。
宿入りをしたいと申し出てきたならば、直ぐに願出させ
るようにせよ。

一
何を家業とするでもなく遊び暮らしている者があったな
らば、その時々に取り押さえて取り調べをすること。

一
村々の男女で他所に出ている者を取り調べ、何方・何某
へ奉公または雇いに行っているということを、委しく申
し出ること。きちんと奉公・雇いなどもせず、浮浪の身
で過ごしていることは許さない。もちろん、村役人に報
告をせずに他所に出かけることは、当分の間であっても、
堅く禁止する。

一
穢多・隠亡たちの居小屋、衣類などは、平人に紛わしく
ないよう特別に引き下がること。もとより、商売などにつ
いての皮類は特別とする。その外のことについては、
堅く禁止する。

以上

右のお触れの条々を、違反したり忘れてせず、良く守
ること。もつとも、末々の小前の者たちまでへの通達は、
直ぐには行渡りかねるであろう。かつ、急に禁止したの
では、下々の者が迷惑する箇条も有るのではないかと思
われるので、まず当分、折り合うまでは、嚴重な沙汰は
しない。来る八月から、間違いなく取り締まるようにせ
よ。

天保十三年寅年六月

別帋

今般従公儀儉約筋其外御ヾり向之儀、段々被仰出有之難有御趣意ニ候、御国方ニても先年より被仰出候

御趣意度々触知せ候得共何と差心得候哉、相守不居申様ニ相聞候、仍之此度改めて別帋之通触知せ候間一々堅相守可申候、此上も心得違候もの有之候ハ、見糺之もの相廻し遂吟味嚴重可申付候、ケ様ニ申付候も畢竟風義亘質素儉約をとげ家業永続致候様ニとの御趣意ニて下夕方之為を存候故之儀ニ候間、左様相心得大庄屋村役人共より小前之者共え納得いたし候様ニ精々実意ニ申聞相守せ可申候、申聞候儀を若不相用もの有之候ハ、早々訴出可申候、等閑ニ打過候ハ、大庄屋村役人共可為越度候

右之趣可被相触候

寅六月

御郡奉行中

別紙

今般、幕府から儉約の件、その外、取り締まりのことについて、段々通達があり、ありがたい御趣意である。備前の国でも、先年通達を出された。

御趣意はたびたび触れ知らせているけれども、どのように心得ているのか、守っていないように聞いている。このため、この度、改めて別紙のとおり触れ知らせるので、一々堅く守ること。この上、心得違いの者があつたならば、見糺しの者を巡廻させ、取り調べをして、嚴重に処罰する。このように申し付けるのも畢竟、風儀をよくし、質素・儉約をし、家業が永続するようにとの御趣意である。下々のためを思つてのことであるので、そのように心得て、大庄屋・村役人たちから小前の者たちへ納得するように、精々お上の真意を申し聞かせ守らせるようにせよ。申し聞かせたことを、もし聞かないものがあつたならば、直ちに訴え出ること。等閑に打ち過ぎたならば、大庄屋・村役人たちの落度である。

右の趣意を触れること。

天保十三年寅六月

御郡奉行中